

その他有価証券の時価評価の見直し 与党金融政策プロジェクト・チームによる提案

高 山 浩

Abstract

These days, many Japanese companies are undergoing large-sum stock latent loss by sharing “keiretsu” stocks.

It has been defined by "the accounting standards for financial instruments" released by the Ministry of Finance in 1999 that available-for-sale securities should be valued at their fair value. On the other hand, in march 2003, the present ruling parties' financial policy project team required the Financial Services Agency and the Accounting Standards Board of Japan to reexamine available-for sale securities, so that they could be valued at their historical cost.

However, when we consider the reasons for the original introduction of the fair value valuation in 1999, from the viewpoints of international trends, international reliability, as well as the protection of general investors, many doubts remain about this newly-introduced “historical cost” requirement.

キーワード……持ち合い株式 時価評価 評価差額 国際的動向

はじめに

現在、わが国の株式市場では、バブル崩壊以降株価下落の一途をたどっており、本年の3月末において、東京証券取引所日経平均株価は7,972円となり、21年ぶりに8,000円割れの状態で、多くの企業が決算を迎えることとなった。4月1日の日本経済新聞では、これにより、大手銀行の自己資本比率は10%割れが相次ぎ、生命保険会社では全体で含み損の状態に転じ、この3月決算を迎える企業は多額の評価損計上が避けられないと報じている。

このような状況の中、与党3党金融政策プロジェクト・チームは平成15年3月24日付けで「緊急金融対応策」を公表し、金融庁ならびに財務会計基準機構（企業会計基準委員会）に対し、長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し（選択制）について検討することを強く要請した。さらに、4月12日、与党3党は企業会計基準委員会が見直しを見送った場合には制度見直しの議員立法も辞さないという構えを見せた。

現在、企業会計では、1999年1月に当時の大蔵省企業会計審議会より公表された「金融商品

に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、「金融商品会計基準」とする）により、企業が保有する売買目的の株式やいわゆる持ち合い株式については、原則として、時価評価が要求されており、売買目的有価証券の場合はその評価差額を損益計算に反映させなければならず、持ち合い株式の評価差額は、税効果を考慮のうえ、資本の部に直接計上することが求められている。また、持ち合い株式についても、期末の時価が取得価額に比べて50%以上下落している場合は、評価差額を評価損として損益計算に反映させなくてはならない、いわゆる強制評価減が適用される。

日本企業の多くは持ち合い株式を大量に保有しており、現行の基準どおりに会計処理をすれば、冒頭で述べた現在の株式市場の状態では、自己資本比率の低下や、多額の評価損の計上が避けられない状況にある。そこで、与党3党金融政策プロジェクト・チームはいわゆる時価会計の凍結、あるいは取得原価での評価との選択適用ができるように求めたものである。

確かに、各企業がこのような、いわゆる含み損を抱えるような状況下では、当該株式を取得原価で評価すれば評価差額は表面化せず、財務諸表上は健全であるかのように見せることは可能であると思われる。また、損失を先送りすることも可能であろう。しかし、本質的な問題の解決になるとは考えにくい。また、原価評価を採用した企業は、かえって投資家からその財務内容を疑われるのではないだろうか。さらに、疑われるのは当該企業ばかりでなく、わが国の企業会計に対しても疑念がもたれ、国内外の投資家に不信感が広がる心配はないのだろうか。

そもそも、わが国の企業会計は国際的には疑問視されている点もあった。いわゆるレジェンド問題¹⁾はその一例であり、今もなお問題を残している。

「金融商品会計基準」は、国際的動向を踏まえ、その透明性を高めるために時価評価を取り入れたのではなかったのだろうか。

そこで、本稿ではこの「金融商品会計基準」が公表された背景と国際的動向、「金融商品会計基準」の内容、特に企業が所有するいわゆる持ち合い株式の会計処理を考察した上で、基準の見直しについて検討を加えたい。

1. 「金融商品に係る会計基準」設定の背景

1999年1月22日、大蔵省企業会計審議会（現金融庁企業会計審議会）から公表された「金融商品会計基準」により、わが国においても企業が所有する有価証券やデリバティブ取引について時価評価が適用されることとなった。これにより、トレーディング目的の有価証券はもとより、いわゆる持ち合い株式についても貸借対照表上、時価評価することが原則となった。

「金融商品会計基準」では、その「前文」において、設定に至った背景を「最近の証券・金融市場のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応して企業会計の透明性を一層高めていくためには、注記による時価情報の提供にとどまらず、金融商品そのものの時価評価にかかる

会計処理をはじめ、新たに開発された金融商品や取引手法等についての会計処理の基準の整備が必要とされる状況にたち至っていると考えられる。」と説明している。また、IASC（国際会計基準委員会、現IASB）およびFASB（米国財務会計基準審議会）の公表している基準書において金融商品の認識、貸借対照表額、ヘッジ会計等に関する会計基準が明らかにされている点をあげ、このような国際的動向によって、金融商品に関する会計基準を設定することが求められているとしている。

理由にあげられている証券・金融市場のグローバル化は二つの方向が考えられる。第一に企業自体のグローバル化にともない、企業は国際的に資金調達を行ったほうが有利になってきたこと、つまり、海外の証券・金融市場での資金調達活動が企業にとって不可欠になってきたことが考えられる。第二に国内の証券・金融市場のグローバル化であり、国内市場の活性化は、もはや国内の資金だけでは成り立たず、海外からの参加者が必要不可欠であることが考えられる。

ここから要求されるものは市場に参加する投資家に対する情報開示であり、それはさらに国際的な比較可能性が求められることになる。この点からわが国に求められるものは金融商品の会計基準のみならず、連結財務諸表主体の会計、連結キャッシュ・フロー計算書の導入、年金会計の整備、税効果会計、減損会計の導入などであり、それぞれ企業会計審議会で審議され、すでに多くの意見書の公表が行われた。「金融商品会計基準」ではさらにこれらの導入により、投資者が自己責任に基づき、より適切な経営判断を行うことを可能にするとしている。いずれにせよ投資家に対するディスクロージャーの観点からの必要性が強調されている。

一方、「企業の経営環境の変化」は単に資金調達活動の国際化だけではない。企業をとりまく様々なリスクに対応するために、新たに開発されたデリバティブと呼ばれる金融商品の台頭があげられる。企業はその活動において常に金利、為替相場などの変動によるリスクを抱えており、健全性を保つためにはリスクに備えたデリバティブ取引が必要不可欠となってきた。

しかし、従来の会計ではこのデリバティブを決済時まで財務諸表にとりこむことができず、デリバティブの失敗による損失が先送りされたり、利益操作に使われたりすることに対応できなかった。これらに対応することも金融商品の会計基準の目的のひとつであると考えられる。

金融商品の会計基準が必要とされる理由はこのように国際的な比較可能性を備えた投資家に対する有用な情報を提供すること、およびデリバティブという本来会計が扱っていなかったものの現出に対応するためであると考えられる。

これらに対応するために1990年5月に企業会計審議会から「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」(以下、「先物・オプション等取引基準」とする)が公表された。この「先物・オプション等取引基準」の第一部「先物・オプション等に係る時価情報の開示に関する意見書」では、先物・オプション取引だけでなく、市場性ある有価証券についても時価情報を開示するための基準が設けられた。しかし、「先物・オプション等取引基準」の「前文」に

その他有価証券の時価評価の見直し(高山)

もあるように損益の認識、ヘッジ会計の方法等に関する確定的な基準を設定するには、なお、多くの問題点があり、会計処理基準の制定には至らず、「第二部：先物取引に係る会計処理に関する中間報告」として取りまとめられた²⁾。しかしこれにより、わが国においても、先物取引、オプション取引、市場性ある有価証券について時価情報の開示が要請されるようになった。

このように時価情報を開示するようになったのではあるが、評価原則を取得原価主義から時価基準に移すというようなところまではいかなかった。結局、先物・オプション等の取引についても時価情報を注記で表示し、したがって、時価と取得原価の差額も注記で開示することになった³⁾。

その後、金融制度調査会および証券取引審議会の提案をうけて⁴⁾、1996年6月に銀行法および証券取引法が改正され、金融機関がトレーディング目的で保有する有価証券については、商法の特例として、時価評価することが導入された。金融機関は、トレーディング取引(特定取引)をその他の取引から区別して経理するために「特定取引勘定」を設けて、この勘定に属する金融商品を時価評価し、純損益を配当利益から控除することが求められている⁵⁾。

以上のような背景において、企業会計審議会は1996年6月21日の第1部会で、金融商品・企業年金・研究開発費等に係る会計基準の検討を特別部会を設けて行うことを決定し、金融商品の会計基準を包括的に検討するために、「特別部会・金融商品委員会」を設置した。

金融商品委員会はその後、1997年2月に金融商品部会となり、通算9回の部会開催の後の1997年6月に「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表した。それからさらに12回の検討を加えた一年後の1998年6月に「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書(公開草案)」を公表し、さらに4回の検討を加え、通算25回もの部会開催を経て、ようやく1999年1月に「金融商品会計基準」を公表する運びとなった。

このように、従来、わが国でも金融商品に関する時価情報を、注記することによって、開示することを求めてきた。さらに金融機関に対してはトレーディング取引に関して、時価評価することを、法律を制定して求めてきた。しかし、国際的にはこれらの取引の時価情報を注記のかたちで済ませたり、金融機関だけに時価評価を適用するだけではなく、一般事業会社にも財務諸表上、一定の金融商品に対する時価評価が要請されてきた。

証券・金融市場のグローバル化の観点から考えると、国際的な比較可能性が不可欠となり、わが国に対しても会計基準の国際的調和化が求められることとなった⁶⁾。また、英文監査報告書におけるレジェンド問題は、監査の問題のみならず、会計基準そのものの問題でも考えられる⁷⁾。

このような国際的動向により、わが国における金融商品の時価評価導入に拍車がかげられた。この点から考えると、「金融商品会計基準」の設定はどちらかと言うと国内からの要求というより、国際社会からの要求によるところが大きいと思われる。国際的動向が基準設定の背景にある最も大きな要因の一つであるということが言えるであろう。

2. 国際的動向

「金融商品会計基準」設定の背景について見てきたが、そこには国際的動向が大きく影響していることが確認できた。ここでは国際的動向をもう一段、掘り下げて、考察したい。

有価証券はじめ金融商品の評価に関する会計基準として、IASBは1998年12月、国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定⁸⁾」を暫定基準として公表した。また、最も会計処理の基準が進んでいるといわれているアメリカでは、FASBが1993年5月に財務会計基準書(以下、「基準書」とする。)第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理⁹⁾」を、また、1998年6月に基準書第133号「デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理¹⁰⁾」を公表している。すでに見たように「金融商品会計基準」(. 経緯)では国際的動向として、FASBおよびIASBの動向があげられている。そこで、それぞれにおける金融商品の処理に関する基準の整備経過を確認する。

FASBが金融商品プロジェクトをスタートさせたのは1986年5月であった。まず、開示基準として、1990年3月に基準書第105号「オフバランスシート・リスクをもつ金融商品および信用リスクの集中している金融商品についての開示¹¹⁾」を公表した。翌91年12月に基準書第107号「金融商品の公正価値の開示¹²⁾」を公表し、さらに1994年10月には基準書第105号と基準書第107号の内容の一部を修正補強する基準書第119号「デリバティブと金融商品の公正価値の開示¹³⁾」の公表を行った。これにより、金融商品のリスクと公正価値の情報の開示が充実されることとなった¹⁴⁾。

そして、1993年5月には、開示面ではなく認識・測定の面から基準書第115号「特定の負債証券および持分証券への投資の会計処理」が公表された。この基準書第115号は有価証券の評価に時価が導入されたもので、米国において有価証券に時価評価が適用されたもっとも重要なポイントであると考えられる。また、その内容は「金融商品会計基準」と共通する部分も多く、特に有価証券の評価について、企業の所有目的によって分類する点やその評価基準において、かなり類似していると思われる¹⁵⁾。

認識・測定に関してはさらに1996年6月に基準書125号「金融資産の移転とサービシング及び負債の消滅の会計¹⁶⁾」が、また1998年3月には基準書第133号「デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計基準」が公表されるに至った。

また、FASBでは2000年2月に財務会計の諸概念第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の利用¹⁷⁾」を公表した。そこでは公正価値(fair value)の概念に現在価値(present value)をとり入れ、さらに期待キャッシュ・フローを用いた評価方法が採用される。さらに、金融負債についても公正価値評価を要求している。

一方、IASBでは1989年1月に金融商品プロジェクトを開始し、1991年9月に公開草案 E 40「金融商品¹⁸⁾」を公表した。この公開草案には同意が得られず、1994年1月に新たに公開草案 E 48

その他有価証券の時価評価の見直し（高山）

「金融商品¹⁹⁾」を公表した。しかし、これについても、会計処理について各国の同意が得られず、結局、表示・開示と認識・測定を分けることにして、金融商品の表示・開示に関する部分を国際会計基準第32号「金融商品:開示と表示²⁰⁾」として1995年6月に公表した。

1997年3月にIASCは「金融資産および金融負債の会計処理にかかるディスカッション・ペーパー」を公表した。そのなかでIASCは金融商品の全面公正価値評価を提案したが、これに対しては各方面から批判が相次いだ²¹⁾。

これらディスカッション・ペーパーに対する各方面の意見を検討した結果、IASCは1997年10月に金融商品に関するプロジェクトを暫定的な基準設定を行うプロジェクトとあくまでもすべての金融資産および金融負債を公正価値評価とする包括的基準の設定を策定するプロジェクトに分けることを決定した²²⁾。

プロジェクトをこのように2つに分割するに至った理由は、ひとつには公正価値の算定方法等時間をかけて詳細に検討すべき点が判明したためであり、包括的基準の完成にはさらに3年程度の期間を要すると考えられた。ふたつには1998年中にコア・スタンダード²³⁾を完成させる必要があり、完成のためには金融商品にかかる国際会計基準を設定する必要があったためである²⁴⁾。

暫定基準の設定については、1998年6月に公開草案E62「金融商品：認識と測定²⁵⁾」を公表し、1998年12月に国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定²⁶⁾」が公表された。

そして、翌年の2000年5月、IOSCO（証券監督者国際機構）は、「外国会社が国際的に資金調達する際に使用する財務諸表の作成基準として国際会計基準（IAS）を認める」とコア・スタンダードの承認を表明した²⁷⁾。

その一方で、1997年10月に、IASCは「金融商品の包括的基準」を検討するため、主要国²⁸⁾の会計基準設定主体あるいは職業会計人組織のメンバーあるいは代表者で構成される作業グループ（International Joint Working Group of Standard Setters、以下、JWGとする）を組織した。

日本からは公認会計士2名²⁹⁾がJWGに参加している。また、これを支えるため日本公認会計士協会内には「JWG金融商品部会」が設けられ、JWGから提示されている論点に対し日本としていかに対応すべきかについて議論がなされている³⁰⁾。

企業会計審議会においても、2000年6月9日及び同年7月28日において、このJWGが取り上げられ、メンバーから内容の報告を受けると同時に内容についての質疑応答が行われた³¹⁾。

この報告によれば、各国の会計基準設定主体は、JWGの作成する会計基準を参考に自国の会計基準を作成することで基本的に合意をして、このプロジェクトをスタートさせているが、義務を負っているわけではない。それで、JWG会計基準と同じものを各国が導入する必要はなく、各国が独自に、ある項目に留保を付すことや変更を行うことは一応可能であるとしている。また、各国は、自国のデュー・プロセスに従って通常の自国の会計基準と同様な手続きで金融商品の会計基準を作成することが予定されていて、JWGの基準はそのための参考というような位

置付けであるとしている³²⁾。

2000年12月14日付けの日本経済新聞では「日本や米国など主要9カ国が参加する『金融商品に関する多国間共同作業会議 (JWG)』が14日に世界各地で発表する国際統一会計基準草案の内容が明らかになった。株式だけでなく預金や借入金など、企業が抱えるすべての金融資産と金融負債に時価会計を導入し、期末ごとの評価差額を業績に反映させる」と報告している。さらに「現行基準では持ち合い株について評価損益が出た場合でも、貸借対照表の株主資本に反映させるだけで業績には響かない。今回の新基準が実現すると毎期の評価損益を損益計算書に計上しなければならなくなる」として、「金融商品会計基準」の改訂が迫られることを示唆している。

同日のIASCのニュース・リリースによると、IASCではこのJWGの基準草案(Draft Standard)をディスカッション・ペーパーとして扱うとしながらも、この基準草案が金融商品にかかる審議会のプロジェクトにおける重要なマイルストーンを表しているとして位置付けている。

基準草案の内容については、(1)公正価値測定原則、(2)利益認識原則、(3)認識と認識中止の原則、(4)情報開示原則の4つの原則に基づいているとしている。

基準草案では、財務報告目的のために十分に信頼できる金融商品の公正価値の見積は入手可能であるとして、金融負債も含めすべての金融商品を公正価値評価することを原則とし、評価損益についても、外貨換算基準における一部を除き、同じ報告期間における損益計算書に認識される必要があるとしている。

なお、日本公認会計士協会ではすでに、草案に対して反対意見を表明している。

しかし、このようなFASB、IASC(現IASB)およびJWGの動きをみると、金融商品の評価は全面時価評価の方向に進んでいることには疑問の余地がなさそうである。すなわち、持ち合い株式の評価差額も損益計算に反映させることが要求されると考えられる。

3. 「金融商品に係る会計基準」

国際的動向は全面時価評価の方向にあるようだが、一方わが国ではどのように時価評価が取り入れられたのであろうか。ここでは「金融商品会計基準」を概観し、特に今回の見直しの対象となっている持ち合い株式の処理方法について詳細を確認し、その会計上の問題点を指摘したい。

「金融商品会計基準」では、金融資産については、一般的には市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金、決済等を行うことが可能であるとの基本的考えに基づき、次の3点から金融資産の時価評価が必要であるとしている。

投資者が自己責任において投資判断ができるようにするため、金融資産の時価評価を導入し、財務活動の実態を財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供するため。

その他有価証券の時価評価の見直し（高山）

企業の方も取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底及び財務活動の成果を的確に把握するため。

国際市場での資金調達、海外投資者のわが国証券市場での投資の活発化のため、同質性や比較可能性が求められていること。

このような観点から「金融商品会計基準」では金融商品の評価について、時価評価を基本としていると考えられる。しかし、金融資産の属性や保有目的を鑑みるに売買・換金を行うのに事業遂行上等の制約がある場合があり、時価評価を基本としつつ、保有目的に応じた処理を求めており、金融商品の評価基準を以下の図表1のように整理掲載している。

（図表1）金融商品の評価基準

| 金融商品の属性 | | 評価基準 | 評価差額の取扱い |
|------------------|---------|-------------|---------------|
| 有 価 証 券 | 売買目的 | 時 価（注4） | 損益に計上 |
| | 満期保有債券 | 償却原価（注1） | （注3） |
| | 関係会社株式 | 原 価 | （注3） |
| | その他有価証券 | 時 価（注2）（注4） | 資本の部に直接計上（注3） |
| 金銭債権 | | 償却原価（注1） | （注3） |
| 特定金銭信託等 | | 時 価（注4） | 損益に計上 |
| デリバティブ | | 時 価（注4） | 損益に計上 |

（注1） 償却原価とは、債券（債権）を債権額より高く又は安く取得した場合、当該差額を每期利息として計上し、取得原価に加減した価額をいう。

（注2） 「その他有価証券」の時価評価においては、期末時点の時価の他、期末前1カ月の平均時価によることもできる。

（注3） 市場価格が著しく下落したときには、回復すると認められる場合を除き、帳簿価額を時価に付け替え、損失を計上する強制評価減の考え方は、常時、すべての有価証券に適用する。

（注4） 市場価格がなく時価評価できない場合は原価評価する。

出典：「金融商品に係る会計基準の概要」『金融商品会計基準』企業会計審議会、1999年。

売買目的有価証券、特定金銭信託等、およびデリバティブは時価をもって貸借対照表価額とし、その評価差額を当期の損益として処理する。子会社株式および関連会社株式については事

業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考えに基づき、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

その他有価証券については時価評価をするが、事業遂行上等の必要性から直ちに売却することには制約がある場合があるので、その評価差額は当期の損益に反映させずに、税効果を調整の上、資本の部に直接計上する。なお、その他有価証券については直ちに売却することを目的としていないため、期末時点の時価のほか、期末前 1 ヶ月の平均時価を継続適用することも認められる。また、保守主義の観点から、評価益は資本の部に計上するが、評価損は損益計算書に計上する方法も選択することができる。

満期保有目的の債券は取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合で、その差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

金銭債権についても、原則として時価評価は行わず、債権金額と取得原価とが異なる場合で、この差異が金利の調整と認められるときは、償却原価法を適用する。

売買目的有価証券等については、その評価差額を当期の損益として処理するということがあるが、この評価差額とは評価益の場合、「企業会計原則」上、あるいは商法上は未実現利益になると思われる。しかし、その点において「企業会計原則」及び商法が依拠していると思われる取得原価主義との関係が、「金融商品会計基準」では明確には示されていない。

また、その他有価証券については、時価評価をするが、その評価差額は当期の損益に反映させずに、税効果を調整の上、資本の部に直接計上するということである。これにより、クリーン・サープラス関係³³⁾が乱されたことになる。米国においては、包括利益の概念を採用しているが、わが国においてはこれらについて、どのように考えているのかが、明確にはされていない。

4. その他有価証券の評価と評価差額の会計処理

すでに確認したように、「金融商品会計基準」ではすべての金融商品について時価評価を行うのではなく、金融商品の種類（有価証券、貸付金等の金銭債権、デリバティブ取引等）、保有目的（売買目的、長・短期所有、企業支配等）及び事業遂行上の制約の有無等を考慮して、時価評価を特定の金融資産に限定する考え方、いわゆる混合アプローチをとっている³⁴⁾。

このように混合アプローチをとった理由について、平松朗大蔵省金融企画局市場課課長補佐は、国際的にも現段階ではすべての金融商品について時価評価を行っている国がないこと、IASCの1997年の子会社株式を除くすべての金融商品を時価評価するとした提案（ディスカッション・ペーパー）に多くの批判があったことなど、最近の国際的な動向や時価測定の技術的な問題等も踏まえ、時価評価の対象とする金融商品の範囲について検討した結果、金融資産の属

その他有価証券の時価評価の見直し（高山）

性や保有目的に着目した考え方を採用することとしたと説明している³⁵⁾。

また、大塚宗春企業会計審議会金融商品部会長は「金融資産の属性、金融資産の保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合やただちに売買・換金を行うことに制約がある場合が考えられるので、基準は時価評価を基本としつつ、保有目的に応じた評価方法を採用している」としている³⁶⁾。

特に有価証券については、その属性または保有目的に応じた評価方法が適用されるべきであるという基本的な考え方から、次の図表2のように 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券に区分している³⁷⁾。

（図表2）有価証券の区分

| 有価証券の区分 | 属性または保有目的に基づく定義 |
|------------|--|
| 売買目的有価証券 | 短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有する。いわゆるトレーディング目的の有価証券を指す。 |
| 満期保有目的の債券 | ・あらかじめ償還日が定められており、かつ、額面による償還が予定されている。 ・償還期限まで所有するという積極的な意志と能力があること。 |
| 子会社・関連会社株式 | 支配力基準または影響力基準により子会社・関連会社に判定されるもの。 |
| その他有価証券 | 上記の有価証券に区分されないもの。 |

出典：平松朗「金融資産及び金融負債の評価及び会計処理」『企業会計』2000年、第52巻第2号、29頁。

なお、実務指針によれば、会社の資金運用方針に基づき、同一銘柄の有価証券を異なる保有目的区分で保有することも認められる³⁸⁾。

また、有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を、満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である³⁹⁾。

この分類によれば、その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式のいずれにも分類できない有価証券を指す。これらは業務上の関係を有する企業の株式などから市場の動向によっては売却を想定している有価証券まで、多様な性格を有しているので一義的にその属性を定めることは困難であると考えられる⁴⁰⁾。そこで売買

目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有していると考えて、一括して捉えることが適当であると考えられている。

与党3党が見直しを迫っている長期保有の株式はこの「その他有価証券」に分類されるものと思われるが具体的にはいわゆる持ち合い株式がこれに該当すると思われる。

さて、その会計処理であるが、すでに概観したように、その他有価証券については時価をもって貸借対照表価額としている。しかし、その評価差額の会計処理については2つの処理方法の選択適用とされている。

評価差額（評価差益及び評価差損）の合計額を資本の部に計上する全部資本直入法と、時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額（評価差益）は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額（評価差損）は当期の損失として処理する部分資本直入法である⁴¹⁾。

原則として、全部資本直入法を適用するが、継続適用を条件として部分資本直入法を適用することもできる。

なお、資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額については税効果会計を適用し、資本の部において他の剰余金と区分して記載しなければならない⁴²⁾。また、評価差額の会計処理にあたっては洗い替え方式を採用する。

その他有価証券の決算時における時価は、原則として、期末の市場価格に基づいて算定された価額とする。具体的に言えば、冒頭で述べた3月末時点での株価ということになる。ただし、継続して適用することを条件として、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる⁴³⁾。

その他有価証券の時価評価の適用については、経過措置として、適用を1年先延ばしし、2002年3月期決算から適用する措置がとられた。これはわが国の企業がいわゆる持ち合い株式を大量に保有しており、これに時価評価を早急に適用することは影響が大きすぎると考えられたためと思われる。

今回の与党3党提案の一つはこの「その他有価証券」の評価を取得原価で行うという以前の会計処理方法が選択適用できるようにする措置を講ずるというものである。この3月期決算ではほとんどの企業においてマイナスの評価差額が発生しており、当該有価証券を取得原価で評価することができれば、その評価差額を計上せずに済むため、自己資本比率等に影響がでないことになる。

また、「金融商品会計基準」では、その他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならないとして⁴⁴⁾、「企業会計原則」におけるいわゆる強制低価減を踏襲している。

図表3に示したように「著しく下落した」の「著しく」とは実務指針によると、まず50%程度以上を指し、30%未満の場合はこれに該当せず、その間においては、金額的重要性と企業が設けた合理的な基準によって、判断するとしている。

（図表3）「著しく」に該当するもの

| 下落率 | 条件 |
|-----------|---|
| 50%程度以上 | 「著しく」に該当 |
| 30～50% | ・企業の設定した合理的基準に照らして判断する。 ・下落の合計額の金額的重要性で判断する。 |
| おおむね30%未満 | 「著しく」に該当せず |

また、実務指針では「回復する見込みがある」と認められるときは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日以後おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいうとしている。ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合または、2期連続で損失

を計上しており、翌期もそのように予想される場合には回復する見込みがあるとは認められないとしている。

今回の与党3党提案の一つはこの強制評価減の適用を回避する措置を講ずるというものである。言い換えれば、著しい損失が次期以降の損益に繰延べられるような措置を講じるというものである。

5. その他有価証券の評価差額の会計上の性格

今回、与党3党が会計基準に難題をもちかけた背景には、その他有価証券の評価差額については、いまだ、会計理論上で十分に整理ができていない点があるということをあげることはできないだろう。

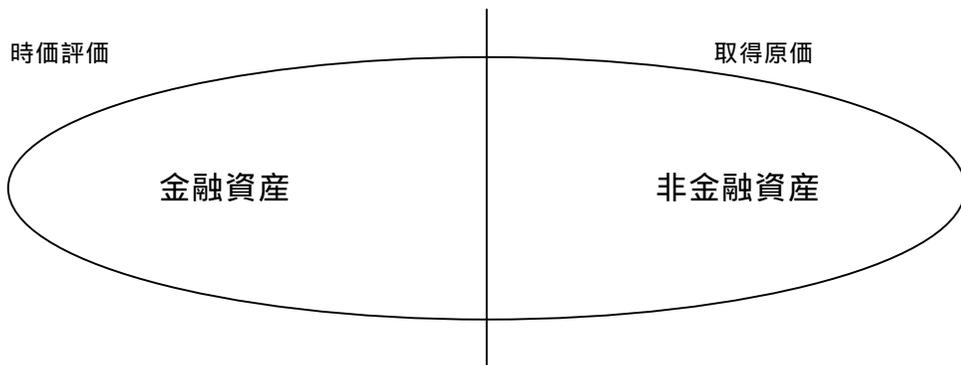
その他有価証券の評価差額は、損益計算書を經由せず、直接に貸借対照表に計上されるため、現在わが国の企業会計では、貸借対照表と損益計算書の連携が断たれている状態になっており、クリーン・サープラス関係が乱され、いわゆるダーティー・サープラスの状態となっている。米国ではこの関係を解決するために包括利益概念を導入し、包括利益計算書を作成することによって、一応クリーン・サープラス関係を回復したとされている⁴⁵⁾。

わが国でもこうしたダーティー・サープラス関係を解決するために包括利益概念および包括利益計算書の導入が取り沙汰されているが、連携が崩れた最も大きな原因の一つは、まさしく

その他有価証券における評価差額である。

「金融商品会計基準」によって時価評価が原則適用されるものは金融商品のうち、市場価額の存在するものや時価が合理的に算定できるものである。ここでは、金融資産については基本的に時価で評価しようとしているものと考えられる⁴⁶⁾。資産の分類は従来貨幣性資産か費用性資産かで分類し、費用性資産には原則として取得原価が貸借対照表価額とされてきた。そこで、例えば有価証券は貨幣性資産か費用性資産かということなどが議論されていた⁴⁷⁾。しかし、「金融商品会計基準」では次の図4のように資産を金融資産であるか非金融資産であるかで分類し、金融資産は基本的に時価で評価し、非金融資産については取得原価で評価するとしていると思われる。

図4 資産の貸借対照表額の評価基準

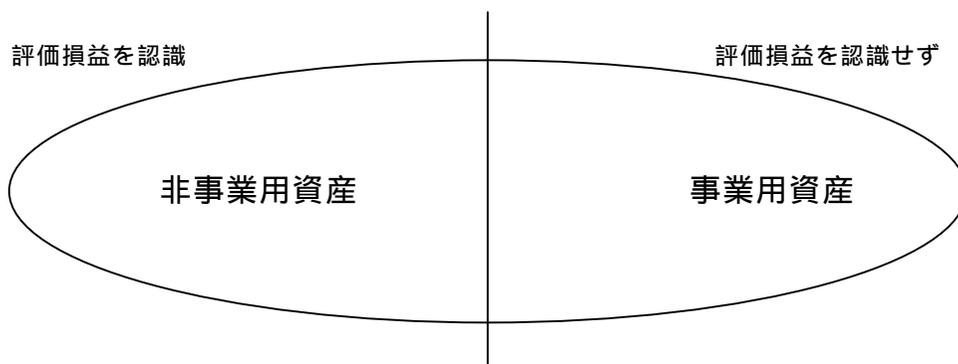


ところで、このように資産の評価を積極的に行い、その結果として利益の額を認識するということは、いわゆる資産・負債アプローチと呼ばれており、従来の損益計算とはそのアプローチが異なっている。ここで、貸借対照表を資産・負債アプローチで作成し、損益計算書を費用・収益アプローチで作成するため、両者の利益が一致せず、連携が断たれているとの見方が指摘されているが⁴⁸⁾、利益を計算するための基準がマッチしていれば、基本的に両者は連携するものと思われる。

では、なぜ両者は一致しないのであろうか。それは貸借対照表価額の評価基準を金融商品と非金融商品という分類で評価基準を適用しているのに対し、損益計算書に計上すべき評価差額すなわち評価損益の認識については違う分類によって、認識するか否かを判断していることによると考えられる。評価損益の認識については、金融商品か非金融商品かという分類ではなく、さらに金融商品であってもそれが事業に拘束されているか否かで分類されるのである⁴⁹⁾。

つまり、評価損益については図5のように事業用資産か否かという分類で評価損益を認識するか否かが決まる。

図5 資産の評価損益の認識基準

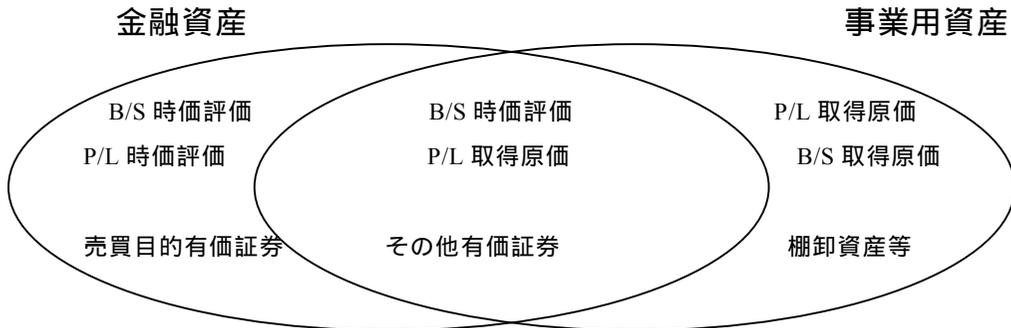


事業用資産であればたとえ金融商品であっても評価損益を損益計算書上認識しないのである。これはその他有価証券、例えば持ち合い株式のように事業に拘束されている金融商品はいつでも直ちに換金できるとは限らないので、その評価差額を評価益として認識することが適当ではないという判断から採用されていると考えられる⁵⁰⁾。これはすなわち、実現概念あるいは実現可能概念から導かれるものであり、逆に損益計算書についてはこの実現概念あるいは実現可能概念が適用されているために事業用資産か事業用資産ではないかで分類され、事業用資産でない金融商品はいつでも換金できるのでその評価損益はいつでも実現可能であり、計上が認められると考えられる⁵¹⁾。

図6のように貸借対照表の評価額については金融資産か否かで分類し、評価基準が適用されるのに対し、損益計算書の評価損益の計上については事業用資産か否かで分類し、認識基準が適用されているのである。そこで、金融資産と事業用資産両者の性格を併せ持ったその他有価証券は貸借対照表価額は時価を採用するが、評価損益は損益計算書に計上できないということになると考えられる。これにより、その評価差額はやむを得ず貸借対照表上資本の部に計上されることとなるが、米国ではこの部分をその他包括利益として、包括利益計算書で調整することになると考えられる。

資産を直接評価することによって、評価替えを実行すれば評価が上がっても、下がってもそこには必ず評価差額が生じることとなる。従来の複式簿記のシステムではこの評価差額は必ず評価損益を構成し、評価差額と評価損益はいわば表裏一体をなしていたと考えられ、どちらを先に認識しても両者を同時に認識する以上そこにずれは生じないと考えられる。つまり、両者の評価基準、認識基準の分類がきちんと一致し、対応関係が充たされれば貸借対照表と損益計算書の連携は保たれる。

図 6 資産の分類のずれ



貸借対照表と損益計算書の連携はこの資産の分類がずれているうちはたとえ包括利益計算書を作成しても、完全に回復したとは言いがたい。逆にクリーン・サープラス関係を保ち、連携を取り戻すためにはこの分類の違いを一致させることを検討することが不可欠であると思われる。そのためには実現概念または実現可能概念を放棄し、貸借対照表にあわせるか、実現概念あるいは実現可能概念をさらに拡大して貸借対照表にも実現概念、実現可能概念を適用するか、新たな分類を考えそこに収束させるかの決断をしなければならないと思われる。

しかし、今回の見直しで迫られているのは、いずれも評価益ではなく評価損の問題である。実現概念は収益の計上基準として考えられており、費用または損失については発生主義が適用されると考えられる。つまり、この場合の会計理論上の問題はここでは見直しを迫る理由には該当しないと考えるのが妥当であると思われる。

おわりに

以上見てきたように、その他有価証券の評価および評価差額の取扱いを巡っては企業会計上、理論的整合性の面において難点がないとは言えない。しかし、企業を取り巻く国際的環境や利害関係者に対するディスクロージャーの観点から、その他有価証券の評価につき原価評価・時価評価選択性を導入することはもとより、強制評価減の回避を容認し、損失を先送りすることは決して望ましいこととは言いがたいのではないだろうか。

まず、第一に、時価評価の導入は、金融市場のグローバル化により、国内市場、国外市場を問わず、海外の投資家より、広く資金を調達する必要がある、これに対応するために財務諸表の透明性を高め、国際比較可能性を高めるために行われており、それに逆行するような原価評価の選択適用や強制評価減回避を認めるようでは日本市場への不信感をさらにつのらせ、さらなる日本市場の冷え込みを加速するおそれすらある。

その他有価証券の時価評価の見直し（高山）

第二に、時価評価の導入は、一般投資家が自己責任に基づき、より適切な判断を行うことを可能ならしめるために行われており、見直しが実施された場合、著しい損失が先送りされたり、含み損が表面化しないために、判断を誤らしめる可能性がある。

第三に、見直しにより、原価評価を選択適用とした場合、それを選択した企業は自ら財務状態が苦しいということを認めたように思われ、かえって投資家の不安を招くことになると考えられる。

第四に、日経平均株価を構成する 225 社を対象とした、日本経済新聞社の調査によれば⁽⁵²⁾、回答のあった 201 社のうち 83%の企業が仮に株式時価評価が選択制になったとしても、時価評価を継続すると、回答している。

第五に、国際的動向では、すでに確認したように、金融商品について全面時価評価の方向にあり、その他有価証券の評価差額も、損益計算に含めようとしている。そのような状況下で、かかる見直しを進めると、IASB など国際的な会計基準の設定の場でのわが国の発言力を弱体化させるおそれがある。国際会計基準は現在、国際的調和化から国際的統一化へとさらに進んでいるといわれており、ここには各国の利害が対立するケースも多く出てくる可能性がある。その際、わが国の発言力が弱いということは、わが国の国益を損なうおそれがあることを意味する。

以上の点を考慮すると、長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し（選択制）について、その導入には多くの疑問が残ると言えよう。むしろ、わが国企業は財務状況および業績をきちんと公表し、財務諸表の透明性の確保に努めた方が、投資家や国際社会からの信用を得ることができ、ひいてはわが国株式市場の活性化に結びつくものと考えられる。

< 注 >

- 1) わが国企業の英文監査報告書には「この財務諸表は日本の会計基準で作成され、また監査も日本の監査基準で行われており、国際的な基準とは異なるものである」といった旨の警句（レジェンド）が米国の 5 大監査法人からの要求により付されている問題。
- 2) 企業会計審議会「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」1990 年、「前文」。
- 3) 若杉明、座談会「金融商品の会計基準について」『企業会計』第 51 巻第 4 号、1999 年、65 頁。
- 4) 例えば証券取引審議会「証券会社のトレーディング業務への時価法の導入について」1996 年 2 月。
- 5) 田中健二『時価会計入門』中央経済社、1999 年、5 頁。
改正の要旨：金融機関は、大蔵大臣の認可を受けて、特定取引および特定取引の対象となる財産を他の取引および財産と区別して経理するため、「特定取引勘定」を設けることができる。この特定取引勘定とは、金融機関が投機目的、裁定目的、ヘッジ目的で自己の計算において行う取引をいう。特定取引勘定に属するものとして経理された財産は時価で評価しなければならない。同様に、特定取引のうち期末に未決済のデリバティブについても、その時点で決済したものとみなして損益を計算しなければならない。これらの時価評価益の合計額が評価損の合計を超える場合には、その超過額（純評価益）は配当可能限度額の計算にあたって「純資産額」から控除しなければならない。
- 6) 周知のように、2001 年 4 月から IASC は IASB (International Accounting Standards Board) へと移行し、一般に、これに伴い会計基準は「国際的調和化」から「国際的統一化」へと進んだといわれている。
- 7) 松本祥尚「わが国監査報告国際化の条件 - 「レジェンド」問題との関連において - 」『会計』第 158 巻第 1 号、2000 年、67～82 頁では逆に、レジェンド問題の解決には、会計・監査基準のグローバル化による対応だけでは、解消されることはなく、当該業務を担当する職業会計士の財政的基盤と社会的地位

を高めること、その増進された負担能力を欧米並に開示することを求めている。

また、西村義明「住友電気工業（株）に聞く 年次報告書から「警句：レジェンド」をはずす レジェンド削除を成し遂げた住友電工の取り組み」『旬刊経理情報』2001 年 9 月 10 日号、66～69 頁では、2000 年 3 月期のアニュアルレポートにつけられたレジェンドを「日米会計基準の違いから生じる数値の差異を開示し、さらに米国監査基準に則した会計監査に合格すればレジェンドが外せる」として、プロジェクトをくみ、2001 年 3 月期のアニュアルレポートにはレジェンドが付されなかった経緯が述べられている。

- 8) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards No.39; *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, December 1999.
- 9) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.115; *Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities*, May 1993.
- 10) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.133; *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, June 1998.
- 11) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.105; *Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk*, March 1990.
- 12) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.107; *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, December 1991.
- 13) Financial Accounting Standards Board; Statement of Financial Accounting Standards No.119; *Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments*, October 1994.
- 14) 大塚宗春『逐条解説金融商品会計基準』中央経済社、1999 年、2 頁。
- 15) これについては 3「金融商品会計基準」を参照のこと。
- 16) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.125; *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, June 1996.
- 17) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No.7; *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurement*, February 2000.
- 18) International Accounting Standards Committee, Exposure Draft E40; *Financial Instruments*, September 1991 (*Re-drafted and re-exposed as E48 and again as E62 (see IAS 39)*).
- 19) International Accounting Standards Committee, Exposure Draft E48; *Financial Instruments*, January 1994.
- 20) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards No.32; *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, June 1995 (revised 2000).
- 21) 宮田慶一・古市峰子「IASC の金融商品に関する包括的会計基準設定を巡る最近の動きについて」『日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ』1999 年、No.99-j-28、1 頁。
- 22) 山田辰巳「IASC 金融商品プロジェクトの議論の現状」『JICPA ジャーナル』第 11 巻第 8 号、1999 年、18 頁。
- 23) コア・スタンダードとは、国際的な公募をする企業および上場する企業の会計基準（核となる基準）として必要な構成要素をもち、完成したもので、証券監督者国際機構（以下、IOSCO と略す。）が 1993 年 6 月に IASC に対して 40 項目にわたって、その完成を要請したものである。このコア・スタンダードは、1995 年 7 月に IOSCO と IASC の間で 1999 年 6 月までに完成させることで合意をみたが、その後、1998 年中に早期完成させることで再合意をしていたものである。
- 24) 山田辰巳、前掲書、18-19 頁。
- 25) International Accounting Standards Committee, Exposure Draft E62; *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, June 1998.
- 26) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards No.39; *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, December 1999.
- 27) International Accounting Standards Committee “NEWS RELEASES:IOSCO Endorses IASC's Core Standards ” ,17 May 2000.
- 28) 参加メンバーは、各国の会計基準設定主体である米国（FASB）、英国（ASB）、カナダ（CICA）、オーストラリア（AARF）、フランス（CNC）、国際会計基準委員会（IASC）のほか、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェーおよび日本の 9 カ国プラス IASC である。
- 29) 2000 年 12 月現在、山田辰巳公認会計士（中央監査法人）と荻茂生公認会計士（監査法人トーマツ）の 2 名である。
- 30) 宮田慶一・古市峰子、前掲書、2 頁。
- 31) 第 1 回企画調整部会（大蔵省）2000 年 6 月 9 日については金融庁ホームページ：
http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/top.htm を参照のこと。

その他有価証券の時価評価の見直し（高山）

第1回企画調整部会（金融庁）2000年7月28日については金融庁ホームページ：

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html を参照のこと。

- 32) 前掲、金融庁ホームページ、第1回企画調整部会議事録、2000年7月。
- 33) ここでクリーン・サープラスとは「資本取引がなければ、貸借対照表における株主持分の変動が、損益計算書でとらえられる利益の留保分に等しい」ことを指す。詳細は斉藤静樹『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会、1999年、51及び107頁を参照。
- 34) 平松朗「金融商品の評価基準」大塚宗春編著『逐条金融商品会計基準』中央経済社、1999年、62頁。
- 35) 前掲書、62頁。
- 36) 大塚宗春「金融商品の時価会計」『企業会計』第52巻第2号、中央経済社、2000年、166頁。
- 37) 平松朗「金融資産及び金融負債の評価及び会計処理」『企業会計』第52巻第2号、中央経済社、2000年、29頁。
- 38) 日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）平成13年7月3日」第59項。
- 39) 前掲「実務指針」第59項。
- 40) 「金融商品会計基準」、四、2、(4)。
- 41) 前掲「実務指針」第73項。
- 42) 「金融商品会計基準」、第三、二、4。
- 43) 「金融商品会計基準」、注解（注7）。
- 44) 「金融商品会計基準」、第三、二、6。
- 45) 包括利益概念はFASB『財務会計の概念フレームワーク』で示されたが、具体的にはFASB財務会計基準書第130号『包括利益の報告』（1997年6月）により導入された。これにより、FASB財務会計基準書第115号『特定の負債証券および持分証券への投資の会計』（1993年5月）において資本直入であった、売却可能有価証券の評価差額は原則としてその他の包括利益として包括利益計算書に計上することとなった。
- 46) 例えば「金融商品会計基準」前文 三、『金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方』において「・・・時価評価を基本としつつ保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であると考えられる」としている。
- 47) 例えば貨幣性資産説として、白鳥栄一「伝統的原価主義会計の矛盾」『企業会計』第47巻第1号、1995年、費用性資産説として、井上良二「市場性ある有価証券の性格とその測定」『JICPAジャーナル』第487号、1996年などがある。
- 48) 辻山栄子「時価会計をめぐる2つの潮流」『武蔵大学論集』第47巻第3・4号、2000年、623頁～647頁。なお、ここでは貸借対照表と損益計算書の連携について「連携とは（1）クリーン・サープラスと（2）すべての取引の複式記帳がともに充たされること」としている。
- 49) 斉藤静樹「総括と補足」『会計基準の動向と基礎概念の研究 最終報告』日本会計研究学会特別委員会、2001年9月、217頁。
- 50) 「金融商品会計基準」前文 三、『金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方』。
- 51) 斉藤静樹、前掲書、217頁。
- 52) 日本経済新聞、平成15年4月15日。

主指導教員（木下勝一教授）、副指導教員（柳喜重郎教授・澤田克己教授）